

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月24日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。